

# 住宅の不良度の判定基準表

住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1より

※住宅(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	
評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 50	
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	<input type="checkbox"/> 20		
		(2) 外壁 外壁の構造が粗悪なもの	<input type="checkbox"/> 25		
2	(1) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 100	
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	<input type="checkbox"/> 50		
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	<input type="checkbox"/> 100		
	(2) 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	<input type="checkbox"/> 15		
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	<input type="checkbox"/> 25		
	(3) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	<input type="checkbox"/> 15		
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	<input type="checkbox"/> 25		
		ハ 屋根が著しく変形したもの	<input type="checkbox"/> 50		
	3	(1) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの		<input type="checkbox"/> 10
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			<input type="checkbox"/> 20		
(2) 屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	<input type="checkbox"/> 10		
4	排水設備	(1) 雨水	雨樋がないもの	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 30

## 備考

※ 一の評定区分につき、評点の合計点が当該判定区分の上限を超える場合は、最高評点((ほ)欄)を評点とする。

※ 一の評定項目につき、該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計    点
---------------------